

大館市農業委員会総会議事録

令和 7 年 2 月 10 日

大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所		日 時	令和7年2月10日（月）午後13時30分 開会			
		場 所	比内総合支所 3階 大会議室			
2. 出席委員の氏名（16名）						
1 番	高坂 千悦	8 番	安部 幸美	16 番	阿部 重信	
2 番	渡邊 久雄	9 番	斎藤 重春	17 番	畠山 繁司	
3 番	岩澤 トシ子	10 番	石山 元一			
4 番	富樫 俊昌	11 番	小畑 美恵子			
5 番	伊藤 昇	12 番	嶋田 久美子			
6 番	菅原 一成	13 番	藤原 信雄			
7 番	小林 大樹	14 番	渡邊 久留美			
3. 欠席委員の氏名（ 3名）						
15 番	浅利 瑞穂	18 番	藤盛 久登	19 番	小畑 純市	
4. 委員以外の出席者 職氏名		なし				
5. 出席した事務局 職員の職氏名		次 長	杉沢 英紀			
		係 長	工藤 学			
6. 議事録署名委員		3 番	岩澤 トシ子	4 番	富樫 俊昌	
7. 書記		工藤 学				

報 告 ・ 議 案	
報告第 3 号	賃貸借の合意解約通知について
議案第 7 号	貸借権設定の許可申請について（農地法第 3 条）
議案第 8 号	所有権移転の許可申請について（農地法第 3 条）
議案第 9 号	転用を伴う所有権移転の許可申請について（農地法第 5 条）
議案第 10 号	農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第 11 号	農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取について
議案第 12 号	特定農地貸付けの区域変更の承認について（特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令）

係長

予定より少し早いですが、皆さんお揃いですので、ただ今より大館市農業委員会総会を開催いたします。

開会に先立ちまして、本日の出席委員は定足数に達していることをご報告いたします。

はじめに、会長より挨拶をお願いいたします。

会長

— 挨拶 —

係長

会長ありがとうございました。

続きまして、議案審査に入ります。大館市農業委員会総会会議規則第4条の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、会長に議事の進行をよろしくをお願いいたします。

議長

それでは、暫時議長を務めさせていただきます。

大館市農業委員会総会会議規則第16条第2項の規定により、議事録署名委員の選任が必要となります。当席より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号3番 岩澤 委員、議席番号4番 富樫 委員にお願いします。

議長

それでは、報告に入ります。

業務報告から報告第3号まで一括して事務局から説明願います。

次長

事務局よりご説明いたします。1ページをご覧ください。

はじめに、本会主催以外の会議等の出席であります。1月22日(水)から

1月23日(木)まで、全国農業担い手サミット in さが(佐賀県)会長と次長が出席、1月27日(月)秋田県農業会議 第106回常設審議委員会(秋田市)会長が出席、2月3日(月)から2月4日(火)まで、秋田県都市農業委員会会長会先進地視察研修(青森県)会長が出席しております。

2ページをお開きください。

報告第3号 賃貸借の合意解約通知について

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったので報告する。

3ページの総括表をご覧ください。

下段となります。合計件数39件、田の273,264.83㎡、畑の3,470㎡、となります。

4ページからの内訳ですが、贈与するため1件、4ページNo.80、転用するため1件、4ページNo.81です。貸すため32件、4ページNo.82から15ページNo.113です。借人が経営規模を縮小するため4件15ページのNo.114から16ページのNo.117、耕作不便のため1件17ページのNo.118となります。

報告は以上となります。

議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

14番(渡邊 委員)

No.114からNo.116は、とんぶりの作付けをしていたところだと思うが、全部刈り取りが出来なかったと聞いた。手が回らなくなったのか、国の登録無形民俗文化財にも指定されて、作付けの拡大を期待しているタイミングでの解約は残念。

事務局(杉沢次長)

言われたとおり、国の指定を受けたタイミングでの面積縮小は残念ですが、今年度は新規で2人が作付けをしたと聞いています。今後も、国の指定をアピールの材料として、農政課と協力して作付け拡大に取り組んでいきたいと

考えています。

16 番(阿部 委員)

今の解約の件は、次の借り手は見つかっていないのか。

12 番(嶋田 委員)

No.116 は、小学校の農園として作付けされている。

事務局（杉沢次長）

解約の届出があった時に、次の借り手を聞いたり、近くの耕作者に声をかけたりしているが、資料作成時点ではいなかったということでの解約事由となっている。No.116 は貸し借りの状況を確認します。

16 番(阿部 委員)

わかりました。

議長

他にありませんか。

議長

ないようですので、議事に移ります。

議長

初めに、議案第 7 号を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

次長

18 ページをお開き願います。

議案第 7 号 貸借権設定の許可申請について（農地法第 3 条）

農地法第 3 条の規定による貸借権設定の許可申請があったので、この可否について意見を求める。

19 ページをお開き願います。

3 条の貸借の 12 件で、田の 10 筆 67,336 m²であります。

内訳は、20 ページのNo.3 から 24 ページのNo.14 となります。また、別添の

農地法３条の調査書をご覧ください。農地法第３条第２項第１号から第６号の不許可事項には該当しておらず、許可要件のすべてを満たすものと考えております。

ご審議、よろしくお願いいたします。

議長

議案第７号 について審議いたします。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第７号 について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第８号を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

次長

25 ページをお開き願います。

議案第８号 所有権移転の許可申請について（農地法第３条）

農地法第３条の規定による所有権移転の許可申請があったので、この可否について意見を求める。

26 ページをお開き願います。

経営拡張の２件で、田の１０筆、畑の１筆 15,252 ㎡であります。

27 ページのNo.14、No.15 が経営拡張となっております。

また、別添の農地法３条の調査書をご覧ください。全ての件について、農地法第３条第２項第１号から第６号の不許可事項には該当しておらず、許可要件のすべてを満たすものと考えております。

以上ご審議、よろしくお願いいたします。

議長

『議案第 8 号』について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、『議案第 8 号』について、原案のとおり決してご異議
ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第 9 号を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

次長

28 ページをお開き願います。

議案第 9 号 転用を伴う所有権移転許可申請について（農地法第 5 条）

農地法第 5 条の規定による転用を伴う所有権移転の許可申請があったの
で、大館市長の送付するにあたり意見を求める。

29 ページをお開き願います。

太陽光発電の 1 件で、田の 1 筆、1,053 m²で、内訳は 30 ページとなりま
す。事務局からは以上です。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、No.1 の現地調査の結果を議席番号 11
番の 小畑 委員よりご報告願います。

11 番(小畑 委員)

11 番の小畑 美恵子 です。

議案第 9 号No. 1 について、去る 1 月 31 日に 嶋田 久美子 委員と事務局

2名の4名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

申請者は安定した日照量が見込めるため、当該土地を選定し太陽光発電設備を建設するものです。

申請地は31ページの位置図になります。

この場所は、花岡小学校から北へ約150mに位置し、住宅付近で周辺農地は10ha未満の小集団で生産性の低い第2種農地であります。

積雪で現地確認ができなかったことから、所有者から聞き取りをし、保全管理しているとのことを確認しました。

32ページの配置図にありますように転用にあって、盛土は行わず整地のみとし、境界に沿ってフェンスを設置、土製(どせい)の小堤防を設けて土砂流出を防ぎます。

太陽光発電設備のため、汚水や生活雑排水は無く、雨水は自然流下とする計画であり、特に問題はないものと見てまいりました。

以上、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただ今、小畑 委員から、現地調査の結果報告があった『議案第9号 No.1』について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

16番(阿部 委員)

小畑委員が所有者から確認したとのことだが、所有者は盛岡市の方。電話等で確認したのか

事務局 (工藤係長)

この件については、何回も所有者と転用者、転用者の代理人と確認をしながら進めてきました。また、県にも確認して大丈夫との許可を取っています。

16番(阿部 委員)

売電が安い時に太陽光発電の話をしばらくぶりに聞いた。転用者が地元でないが大丈夫なのか。

事務局 (工藤係長)

維持管理の内容も確認し、委託により東北地区に担当者がいて定期的な巡

回をすることになっている。管理体制も整っているので問題ないものと考えております。

16 番(阿部 委員)

わかりました。

14 番(渡邊 委員)

譲受人は、太陽光発電専門なのか。

事務局（工藤係長）

太陽光発電のほか、土木建築や電気工事、バイオマス発電などの新エネルギー事業も行っています。

14 番(渡邊 委員)

全国どこでも、場所があれば太陽光発電の設備を設置しているのか。

事務局（工藤係長）

そうなります。各市町村に設置個所を確認して、日照時間を調べて申請しているようです。

14 番(渡邊 委員)

わかりました。

議長

他にありませんか。

議長

ないようですので、議案第 9 号 について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することとします。

議長

次に、議案第 10 号を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

次長

33 ページとなります。

議案第 10 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

なお、土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による申し出があったときは、これを承認することについて併せて意見を求める。

34 ページをお開き願います。

令和 6 年度農用地利用集積計画（第 11 号）の「新規」であります。

契約期間 2 年が 1 件、3 年が 15 件、5 年が 7 件、6 年が 5 件、8 年が 2 件、10 年が 26 件となっております。田の合計面積 296,907.83 m²であります。

内訳は、35 ページから 38 ページをご覧ください。

続きまして、39 ページとなります。

同計画の再設定であります。契約期間 1 年が 1 件、3 年が 1 件、5 年が 1 件、6 年が 34 件、10 年が 12 件、田の合計面積 291,689.71 m²、畑の合計面積 4,102 m²であります。内訳は、40 ページから 43 ページをご覧ください。

また、利用集積計画書や確約書、営農計画書で要件は確認済みであることを申し添えます。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

議長

『議案第 10 号』について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、『議案第 10 号』について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

議案第 10 号について、異議なしと認め、原案のとおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することとします。

議長

次に、議案第 11 号を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

次長

44 ページをお開きください。

議案第 11 号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取について

農用地利用集積等促進計画（案）について、大館市長から意見聴取依頼があったので、意見を求める。

45 ページをお開きください。令和 6 年度農用地利用集積等促進計画（第 8 号）「新規」であります。新規で契約期間 10 年が 9 件、田の合計面積 51,884 m²であります。内訳は、46 ページとなります。

47 ページをお開きください。再配分で、契約期間 10 年が 1 件、田の合計面積 10,612 m²であります。内訳は、48 ページとなります。

利用集積計画書や確約書、営農計画書で要件は確認済みであることを申し添えます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議長

議案第 11 号の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、議案の審議に参加できない案件については、個別に退席して頂いて審議したいと思いますので、よろしくお願いします。

議長

はじめに『議案第 11 号 新-36～新-44』について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、『議案第 11 号 新-36～新-44』について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、『再配-3』を審議します。

恐れ入りますが、議席番号 10 番 石山 委員は退席願います。

(10 番 石山 委員 退席)

議長

何かご意見ご質問ございませんか。

議長

ないようですので、『再配-3』について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号 10 番 石山 委員は入室をお願いします。

(10 番 石山 委員 入室し着席)

議長

議案第 11 号について、異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することとします。

議長

次に、議案第 12 号を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

次長

49 ページとなります。

議案第 12 号 特定農地貸付の区域変更の承認について

特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律施行令第 4 条第 1 項の規定に基づき、特定農地貸付の区域変更について大館市長から承認の申請があったのでこの承認について意見を求める。

50 ページをお開きください。内訳は、51 ページの図面にあるように、面積の縮小であります。

以上ご審議、よろしくお願いいたします。

議長

『議案第 12 号』について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

1 番(高坂 委員)

面積が増えるのか。

事務局（工藤係長）

減ります。

1 番(高坂 委員)

特定農地はあまり聞かないが、菜園はそういう扱いなのか。

事務局（工藤係長）

市街地で畑をやりたい方に、市が農地を借りて市民菜園として希望者に貸付する制度があります。その時には、そういう利用法について農業委員会に許可を得ることになっております。今回は借りる方が少なくなり、面積が必要なくなったので、1,000 m²を縮小することになったもので、縮小にあっても農業委員会の許可が必要になったため議案として出させていただきました。

1 番(高坂 委員)

町内会などが借りるのか。

事務局（工藤係長）

市が個人の畑を借りて、家庭菜園をしたい人を募集して区画で貸付してい

ます。

1 番(高坂 委員)

借りるのは市内全域か。

事務局（工藤係長）

そうです。

2 番(渡邊 委員)

特定農地の要件があると思うが、どんな目的の場合に特定農地になるのか。

事務局（工藤係長）

市が個人から借りて貸付する農地のことになります。

1 番(高坂 委員)

地方公共団体が個人から借りる場合が特定農地ということで良いか。

事務局（工藤係長）

そうです。

2 番(渡邊 委員)

個人が家庭菜園をやりたいという場合でも特定農地になるのか。

事務局（工藤係長）

個人から借りて耕作する場合は、個人同士の貸し借りになる。市街地での小規模な希望者に対して貸付するため、市が借りて貸付できるようにしている。

2 番(渡邊 委員)

河川敷にある農地はどのような位置づけになるのか。

事務局（工藤係長）

個人所有になっていると思う。

議長

他にありませんか。

議長

ないようですので、『議案第 12 号』について、原案のとおり決してご異

議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

次長

52 ページをお開きください。当面の行事予定となります。

本会主催以外の会議等の行事予定で、2月20日(木) 県北地区農業委員会 会長会研修会が八峰町で開催されます。2月25日(火) 秋田県農業会議 第107回常設審議委員会が秋田市で開催されます。2月26日(水) 令和6年度市町村農業委員会地区別農地利用最適化活動報告研修が大館市で開催されます。

以上となります。

議長

ただ今の行事日程について何か質問等ありませんか。

議長

ないようですので、事務局から連絡事項等なにかありませんか。

事務局（工藤係長）

活動記録の提出を今月末までをお願いします。

議長

ほかに何かありませんか。

特にないようですので、以上で議長の任を解かせていただきます。スムーズな進行にご協力いただいたことに感謝を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

係長

会長、ありがとうございました。

これを持ちまして、大館市農業委員会総会を閉会といたします。

午後 14 時 20 分終了

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和 7 年 2 月 10 日

議 長

議事録署名委員 3 番

議事録署名委員 4 番

農地法第3条調査書

議案第13号 No.15		所有権移転 ● 賃借権設定 ● 使用貸借権設定	
土地の所在		立花字上立花・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		大館市字中城・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市立花字立花・・・	△△ △△
作 成 者		農業委員会事務局	

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は農地所有適格法人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も譲受(借)人が営農に資する計画である。本件の権利の設定により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、3月1日、安部 幸美 農業委員と佐藤 謙一 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第13号 No.16		所有権移転 ● 賃借権設定 ● 使用貸借権設定	
土地の所在		大館市山田字前田・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		大館市山田字字向館・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市山田字赤坂・・・	△△ △△
作 成 者		農業委員会事務局	

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も譲受(借)人が営農に資する計画である。本件の権利の設定により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、3月3日、石山 元一 農業委員と佐々木 浩 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第13号 No.17		所有権移転		賃借権設定	使用貸借権設定
土地の所在		大館市板沢字板沢下・・・			
申請者	譲渡（貸）人	住 所		氏 名	
		大館市比内町笹館字羽立・・・		〇〇 〇〇	
	譲受（借）人	住 所		氏 名	
		大館市出川字上屋布袋・・・		△△ △△	
作 成 者		農業委員会事務局			

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は農地所有適格法人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も譲受(借)人が営農に資する計画である。本件の権利の設定により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、3月4日、富樫 俊昌 農業委員と富樫 覚 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第13号 No.18		所有権移転 ● 賃借権設定 ● 使用貸借権設定	
土地の所在		大館市板沢字板沢下・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		大館市板沢字屋布・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市出川字上屋布袋・・・	△△ △△
作 成 者		農業委員会事務局	

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は農地所有適格法人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も譲受(借)人が営農に資する計画である。本件の権利の設定により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、3月5日、富樫 俊昌 農業委員と富樫 覚 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第13号 No.19		所有権移転 ● 賃借権設定 ● 使用貸借権設定	
土地の所在		大館市赤石字赤石下・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		大館市板沢字屋布・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市出川字上屋布袋・・・	△△ △△
作 成 者		農業委員会事務局	

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は農地所有適格法人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も譲受(借)人が営農に資する計画である。本件の権利の設定により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、3月4日、富樫 俊昌 農業委員と富樫 覚 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第13号 No.20		所有権移転 ● 賃借権設定 ● 使用貸借権設定	
土地の所在		大館市出川字上屋布袋・・・	
申 請 者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		大館市比内町笹館字前田野・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市出川字上屋布袋・・・	△△ △△
作 成 者		農業委員会事務局	

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は農地所有適格法人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も譲受(借)人が営農に資する計画である。本件の権利の設定により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、3月4日、富樫 俊昌 農業委員と富樫 覚 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第13号 No.21		所有権移転 ● 賃借権設定 ● 使用貸借権設定	
土地の所在		大館市出川字上屋布袋・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		大館市出川字上屋布袋・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市出川字上屋布袋・・・	△△ △△
作 成 者		農業委員会事務局	

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は農地所有適格法人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も譲受(借)人が営農に資する計画である。本件の権利の設定により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、3月5日、富樫 俊昌 農業委員と富樫 覚 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第13号 No.22		所有権移転 ● 賃借権設定 ● 使用貸借権設定	
土地の所在		大館市出川字下川原下・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		大館市出川字上屋布袋・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市出川字上屋布袋・・・	△△ △△
作 成 者		農業委員会事務局	

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は農地所有適格法人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も譲受(借)人が営農に資する計画である。本件の権利の設定により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、3月5日、富樫 俊昌 農業委員と富樫 覚 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第13号 No.23		所有権移転 ● 賃借権設定 ● 使用貸借権設定	
土地の所在		大館市二井田字下川原・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		大館市下川原字屋布・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市出川字上屋布袋・・・	△△ △△
作 成 者		農業委員会事務局	

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は農地所有適格法人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も譲受(借)人が営農に資する計画である。本件の権利の設定により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、3月4日、富樫 俊昌 農業委員と富樫 覚 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第13号 No.24		所有権移転 ● 賃借権設定 ● 使用貸借権設定	
土地の所在		大館市下川原字道下・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		大館市下川原字向野・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市出川字上屋布袋・・・	△△ △△
作 成 者		農業委員会事務局	

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は農地所有適格法人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も譲受(借)人が営農に資する計画である。本件の権利の設定により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、3月5日、富樫 俊昌 農業委員と富樫 覚 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第13号 No.25		所有権移転		賃借権設定	使用貸借権設定
土地の所在		大館市下川原字道下・・・			
申請者	譲渡（貸）人	住 所		氏 名	
		大館市二井田字菖蒲沼・・・		〇〇 〇〇	
	譲受（借）人	住 所		氏 名	
		大館市出川字上屋布袋・・・		△△ △△	
作 成 者		農業委員会事務局			

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は農地所有適格法人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も譲受(借)人が営農に資する計画である。本件の権利の設定により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、3月5日、富樫 俊昌 農業委員と富樫 覚 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第13号 No.26		所有権移転 ● 賃借権設定 ● 使用貸借権設定	
土地の所在		大館市下川原字道上・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		大館市下川原字屋布・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市出川字上屋布袋・・・	△△ △△
作 成 者		農業委員会事務局	

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は農地所有適格法人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も譲受(借)人が営農に資する計画である。本件の権利の設定により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、3月4日、富樫 俊昌 農業委員と富樫 覚 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第14号 No.16		所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在		大館市小館町・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		大館市東台四丁目・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市南神明町・・・	△△ △△
作 成 者		農業委員会事務局	

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人は以前から譲渡(貸)人の畑を借りて耕作しており20年以上の農業の経験がある。保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまで譲受(借)人が自家野菜を栽培する目的で耕作を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が本申請地を譲受て耕作を行うものである。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、3月2日、安部 幸美 農業委員と伊藤 昇 農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第14号 No.17		所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在		大館市比内町中野字下長内沢・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		大館市比内町中野字五日市袋・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市比内町扇田字大谷地・・・	△△ △△
作 成 者		農業委員会事務局	

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	譲渡(貸)人と譲受(借)人は親子であり、申請地は、これまでも譲受(借)人により耕作が行われている。本申請は、一部の農地を生前贈与して営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、3月2日、渡邊 久雄 農業委員と渡邊 修一 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第14号 No.18		所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在		大館市川口字山田沢・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		大館市字中城・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市川口字長里・・・	△△ △△
作 成 者		農業委員会事務局	

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行ってきたが、今後は譲渡人から農地を取得し営農に資する計画である。本件の権利の設定により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、3月1日、安部 幸美 農業委員と佐藤 謙一 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第14号 No.19		所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在		大館市芦田子字天下道上・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		兵庫県西宮市上ヶ原七番町・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市芦田子字芦田子・・・	△△ △△
作 成 者		農業委員会事務局	

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は県外に住んでおり農地の管理ができないため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月28日、斎藤 重春 農業委員、石垣 忠廣 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第14号 No.20		所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在		大館市餅田字沖・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		大館市餅田二丁目・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市山田字茂屋古屋布・・・	△△ △△
作 成 者		農業委員会事務局	

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人が高齢化により規模を縮小していくため譲受人を探していた。今後は、受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、3月1日、安部 幸美 農業委員、佐藤 謙一 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農 地 法 第 3 条 調 査 書

議案第14号 No.21		所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定	
土地の所在		大館市出川字上野・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		大館市出川字上屋布袋・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市出川字上屋布袋・・・	△△ △△
作 成 者		農業委員会事務局	

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は農地所有適格法人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行ってきたが、今後は譲渡人から農地を取得し営農に資する計画である。本件の権利の設定により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、3月4日、富樫 俊昌 農業委員、富樫 寛 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第14号 No.22		所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在		大館市出川字上野・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		大館市出川字上野・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市板沢字屋布・・・	△△ △△
作 成 者		農業委員会事務局	

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行ってきたが、今後は譲渡人から農地を譲受し営農に資する計画である。本件の権利の設定により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、3月5日、富樫 俊昌 農業委員、富樫 寛 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第14号　№23		所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在		大館市花岡町字小嶋ヶ沢・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住　　所	氏　　名
		大館市花岡町繫沢・・・	〇〇　〇〇
	譲受（借）人	住　　所	氏　　名
		大館市花岡町繫沢・・・	△△　△△
作　成　者		農業委員会事務局	

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人が高齢により農業を廃止に向け譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、3月4日、藤盛 久登 農業委員、浅利 瑞穂 農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第14号 No.24		所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在		大館市十二所字中岱・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		大館市十二所字一ノ地・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市十二所字水上・・・	△△ △△
作 成 者		農業委員会事務局	

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人が労働力不足により規模を縮小していくため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、3月4日、畠山 繁司 農業委員、秋元 優推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第14号 No.25		所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在		大館市比内町扇田字南大岱・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		大館市比内町扇田字上川端・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市比内町扇田字南扇田・・・	△△ △△
作 成 者		農業委員会事務局	

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人が高齢化により規模を縮小していくため譲受人を探していた。今後は譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、3月4日、菅原 一成 農業委員、萬田 信市 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第14号　No.26		所有権移転　・　賃借権設定　・　使用貸借権設定	
土地の所在		大館市比内町中野字長刀川原・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住　　　所	氏　　　名
		茨城県守谷市百合ヶ丘二丁目・・・	〇〇　〇〇
	譲受（借）人	住　　　所	氏　　　名
		大館市比内町中野字中野・・・	△△　△△
作　成　者		農業委員会事務局	

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行ってきたが、今後は譲渡人から農地を取得し営農に資する計画である。本件の権利の設定により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、3月2日、渡邊 久雄 農業委員、渡邊 修一 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第14号 No.27		所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在		大館市山田字館沢・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		埼玉県日高市大字原宿・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市山田字向館・・・	△△ △△
作 成 者		農業委員会事務局	

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は県外に住んでおり農地の管理ができないため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、3月3日、石山 元一 農業委員、佐々木 浩 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第14号 No.28		所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在		大館市山瀬字山瀬・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		大館市山田字茂屋下羽立・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市山田字茂屋古屋布・・・	△△ △△
作 成 者		農業委員会事務局	

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人が労働力不足により規模を縮小していくため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、3月3日、石山 元一 農業委員、佐々木 浩 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第14号　№29		所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在		大館市山瀬字山瀬・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住　　所	氏　　名
		大館市山田字茂屋下羽立・・・	〇〇　〇〇
	譲受（借）人	住　　所	氏　　名
		大館市山田字茂屋下羽立・・・	△△　△△
作　成　者		農業委員会事務局	

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人が労働力不足により規模を縮小していくため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、3月3日、石山 元一 農業委員、佐々木 浩 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第14号　№30		所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在		大館市山瀬字萩頭・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住　　所	氏　　名
		神奈川県海老名市門沢橋二丁目・・・	〇〇　〇〇
	譲受（借）人	住　　所	氏　　名
		大館市岩瀬字代野・・・	△△　△△
作　成　者		農業委員会事務局	

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は県外に住んでおり農地の管理ができないため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、3月3日、石山 元一 農業委員、佐々木 浩 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない